

筑前町学童保育所入所基準(令和7年度版)

令和5年10月3日 制定

1 入所決定

保護者の適切な監護に欠ける児童の入所決定は、入所可能人数を超えた場合、入所基準により、父母のそれぞれの保育の必要性を指数化し、入所指数の高い保護者の児童から入所を決定する。なお、父母のいずれもが不存在の場合は、現に児童を養育する者を保護者とみなし、この者の入所指数により入所を決定する。入所の決定にあたっては、筑前町学童保育所入所審査基準表を基本として、児童の現状、家族構成等を考慮し総合的に審査するものとする。

2 入所基準

1に基づく入所審査基準は別表のとおりとし、基準指数は保護者のいずれか低い方を用い、基準指数と調整指数の合算を入所指数とする。

別表入所審査基準の基準指数・調整指数の項目解釈は以下のとおりとする。

- (1) 自営(居宅内)とは、居宅と店舗が同一のものをいい、店舗が別のものは自営(居宅外)として扱う。ただし店舗が別にあっても自宅から10分以内の所にあり、店舗に付随して部屋があるときはこの限りではない。
- (2) 自営業の中心者とは、自ら従事している者をいい、協力者とはそれ以外の者をいう。
- (3) 障がい等とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等を所持している場合をいう。
- (4) 介護とは、父母が親族等の入院・通院・通所等の介護又は看護に従事する場合をいう。

3 優先順位

- (1) 入所指数が同数の場合は、別表の基準指数(保護者のいずれか低い方)の順位を優先する。
- (2) (1)でもなお、順位が同じ場合は、調整指数の高い者を優先する。
- (3) 社会的養護※が必要な場合など、前各号により難しい場合は、別途協議のうえ審査する。

4 その他

(1) 点数の考え方

基準指数(保護者の状況)に複数該当する場合は、最も高い点数を採用する。

※ 社会的養護とは、保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護するとともに大きな困難を抱える家庭への支援を行う事です。